

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見）

学校人事課

1 概 要

令和 7 年第 1 回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 2 月 4 日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第 7 条第 1 項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等の概要

（1）沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改正する議案

- ① 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、職務や職責をより重視した給与体系への見直しや子に係る扶養手当や通勤手当の支給限度額の引上げなど、給与制度のアップデートを踏まえた諸手当の改正を行う。

ア 主査級から課長級（行政職 3 級から 7 級）の初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げる。

（行政職給料表 3 級から 7 級の初号付近を 1,000 円から 34,900 円引上げ）

イ 統括監級・部長級（行政職 8 級・9 級等）については、各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消するとともに、昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給により更なる給与上昇を確保する。

ウ 地域手当

：支給地域を都道府県単位へ広域化し、級地区分を再編
（地域手当級地区分：7 区分→5 区分）

エ 扶養手当

：配偶者に係る手当を廃止し子に係る手当を 13,000 円に引上げ
（子 1 人当たり 10,000 円→R 7 年度 11,500 円→R 8 年度 13,000 円）

オ 通勤手当

：支給限度額を引上げ、高速自動車国道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給

（支給限度額：月額 55,000 円→150,000 円）

カ 管理職員特別勤務手当

：平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大

（午前 0 時～午前 5 時→午後 10 時～午前 5 時）

キ 定年前再任用短時間職員等の諸手当

：支給する手当の拡大（地域手当（医師及び歯科医師に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当含む）、へき地手当（準ずる手当含む）の対象とする。）

ク 特定任期付職員のボーナス制度

：期末手当及び勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止

（支給月数：年 3.45 月→年 3.65 月）

② 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

（2）沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を改正する議案

① 知事等常勤の特別職及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。

（支給月数：年 3.25 月→年 3.30 月）（0.05 月引上げ）

② 条例の適用：令和 6 年 12 月 1 日から適用する。ただし、知事及び副知事の令和 6 年 12 月に支給する期末手当の割合は据え置く。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和 6 年 10 月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するもの、議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 給与制度のアップデートのため、次の条例を改正する。
 - (1) 沖縄県職員の給与に関する条例
 - (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - (4) 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 2 人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、職務や職責をより重視した給与体系に見直しを行う。
- 3 子に係る扶養手当や通勤手当の支給限度額の引上げ等、諸手当の改正を行う。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

- 1 給与制度のアップデート
 - (1) 主査級から課長級（行政職3級から7級等）の初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げる。
（行政職給料表は3級から7級の初号付近を1,000円から34,900円引上げ）
 - (2) 統括監級・部長級（行政職8級・9級等）については、各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消するとともに、昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給により更なる給与上昇を確保する。
 - (3) 地域手当：支給地域を都道府県単位へ広域化し、級地区分を再編
（地域手当級地区分：7区分→5区分）
 - (4) 扶養手当：配偶者に係る手当を廃止し子に係る手当を13,000円に引上げ
（子1人当たり10,000円→令和7年度11,500円→令和8年度13,000円）
 - (5) 通勤手当：支給限度額を引上げ、高速自動車国道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
（支給限度額：月額55,000円→150,000円）
 - (6) 管理職員特別勤務手当：平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大
（午前0時～午前5時→午後10時～午前5時）
 - (7) 定年前再任用短時間職員等の諸手当：支給する手当の拡大
（地域手当（医師及び歯科医師に特例的に支給されるもの）、住居手当、特勤勤務手当（準ずる手当含む）、へき地手当（準ずる手当含む）の対象とする。）
 - (8) 特定任期付職員のボーナス制度：期末手当及び勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止
（支給月数：年3.45月→年3.65月）
- 2 施行期日：令和7年4月1日

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県の一般職の職員の給与改定等を踏まえた本年度の給与改定
知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。
- 2 条例の適用
令和6年12月1日から適用する。ただし、知事及び副知事の令和6年12月に支給する期末手当の支給割合は据え置く。

【説明】

- 1 知事等の常勤の特別職 年間 3.25月分→3.30月分（0.05月分引上げ）

知事
副知事
公営企業の管理者
病院事業の管理者
教育長
常勤の監査委員
- 2 特別職の秘書 同上